



■ 目次

PwCが永久優先証券および不良資産救済プログラムに対応する一時的でない価値の下落に関するQ&Aをアップデート
PwCがVIEおよび移転した金融資産の開示強化に関するFASB案にコメント
FASBが活発でない市場における公正価値の決定に関する明確化ガイダンスを公表
FASBがゴーイング・コンサーンおよび後発事象に関する規則案へのコメントを募集
FASBがすべての非公開企業に対する更に1年のFIN 48適用延期を提案
その他のFASB関連記事
SECが永久優先証券の減損モデルを明確化
SECが第1回の時価会計円卓会議の開催日程を発表
AICPAがマネー・マーケット・ファンド(MMF)および他の短期投資ビークルに対する流動性規制に関する技術的Q&Aを公表
PCAOBが監査人によるリスクの評価と対応に関する監査基準案の検討を予定

■ PwCが永久優先証券および不良資産救済プログラムに対応する一時的でない価値の下落に関するQ&Aをアップデート

今週、米国証券取引委員会(SEC)の主任会計士は米国財務会計基準審議会(FASB)に宛てた、「負債に類似した」重要な性質を有する一部の優先証券への一時的でない減損モデルの適用を説明する書簡を公表しました(この書簡に関するより詳しい情報は後掲のSEC関連記事を参照)。また、2008年緊急経済安定化法(EESA)および関連する不良資産救済プログラム(TARP)の制定により、投資がEESAの制定以前に価値が下落していたかどうかの判断においてTARPを考慮すべきかどうかという疑問も生まれています。

プライスウォーターハウスクーパース(PwC)では、(1)SECがコメントレターの中で表明した見解、および(2)価値の下落についての評価に係るEESAの影響を反映するため、過去に発表されたDataLine 2008-22をアップデートしました。

▼ CFODirect Networkのメンバーは、アップデートされたこのDataLineの全文を以下のウェブサイトからご覧いただけます。

<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jp?ContentCode=AALN-7JMPXU&SecNavCode=TMCB-4L9HAT&ContentType=Content>

■ PwCがVIEおよび移転した金融資産の開示強化に関するFASB案にコメント

PwCは、FSP FAS 140-e と FIN 46(R)-e 草案「金融資産および変動持分事業体の持分の譲渡に関する開示」についてのコメントレターをFASBに提出しました。PwCは、公開企業に対して譲渡した金融資産についての継続的関与および変動持分事業体についての関与について追加的な開示の提供を義務付けるFASB案を総じて支持しています。この提案は、投資家やアナリストおよびその他の主要な利害関係者が、オフバランス・シート構造、および企業において顕在化している潜在的リスクについてのより多くの情報からの便益を享受することが可能な時期になされました。

しかしながら、PwCはこの提案に含まれる特定の開示はかなり広範囲なもので、企業にかなりの量の時間と労力を使わせることになる可能性があるとして指摘しています。開示案のいくつかに対しての詳細なコメント提供に加え、PwCはFASB

に対しこの提案の適用日の最終決定およびこの開示が財務諸表利用者に提供することになる付加価値の分析を行う際には、財務諸表作成者からのコメントを検討するように要請しています。

▼CFOdirect Network のメンバーは、このコメントレターの全文を以下のウェブサイトからご覧いただけます。
<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jp?ContentCode=EDYR-7KGJRN&SecNavCode=ASPP-4MMPBF&ContentType=Content>

■ FASBが活発でない市場における公正価値の決定に関する明確化ガイダンスを公表

先週金曜日(10月10日)、FASBは、活発でない市場における有価証券の評価にFASB基準書第157号「公正価値の測定」(FAS 157)をどのように適用すべきかを明確化したガイダンスを公表しました。このガイダンスはFASB職員意見書(FSP) No. 157-3として公表され、活発でない市場における金融資産の公正価値を決定するためのFAS 157の目的とフレームワークを適用した事例を提供しています。また、測定日における出口価値の一つとしての公正価値の概念の再確認も行っています。

このガイダンスは特に以下の事項を明確化しています。

- 関連する観察可能なデータが存在しない場合の公正価値測定において、経営者によるキャッシュ・フローおよび割引率に関する社内の仮定をどのように考慮すべきか
- 活発でない市場における観察可能な市場情報を公正価値の測定においてどのように考慮すべきか
- 公正価値測定のために入手可能な観測可能データおよび観測不能データの妥当性の評価において、市場価格(例: ブローカー値または同一あるいは類似の金融資産のためのプライシング・サービス)をどのように考慮すべきか

このガイダンスは金融資産の評価においてはかなりの判断が必要となると述べています。例えば、混乱した市場における価格を十分な評価なしに自動的に拒否したり受け入れたりすることは不可能です。また、困窮した市場がすべての取引について投売り価格となるわけではなく、個別取引レベルでの判断が必要となります。

FASBは、活発でない市場における金融資産を含むバリュエーションを行う必要のある企業を助けるために、このFSPを極めて迅速に公表しました。このFSPは公表と同時に、未だ公表されていない財務諸表にかかる過去の期間を含み(すなわち、12月決算会社にとっての第3四半期から)即時適用となります

▼ このFSPの全文は以下のFASBウェブサイトからご覧いただけます。
http://www.fasb.org/pdf/fsp_fas157-3.pdf

■ FASBがゴーイング・コンサーンおよび後発事象に関する規則案へのコメントを募集

FASBは二つの別個ではあるが内容が相互に関連する公開草案を公表してパブリック・コメントを募集しました。この二つの公開草案、「ゴーイング・コンサーン」および「後発事象」において、FASBは、現在は米国の監査基準の中にあるこれらのトピックスを公式の会計基準へと移動させ、国際財務報告基準(IFRS)との部分的なコンバージェンスを行うためいくつかの変更を加えることを提案しています。会計と報告は企業とその経営者が一義的な責任を負うものであり、監査人の責任ではないという見解がこれらの提案の基礎をなしています。従って、この領域における関連ガイダンスは監査基準ではなく会計基準を通じて提供されるべきであるということとなります。

- **公開草案「ゴーイング・コンサーン」** – 現在の監査基準に合わせ、この公開草案では、経営者がその事業体を清算もしくは事業を中止する予定であるか、そうするほかに現実的な代替案が無い場合を除き、財務諸表をゴーイング・コンサーン・ベースで作成することを義務付けています。継続企業としての存続能力の評価を行う経営者の責任に対応し、そして経営者のゴーイング・コンサーン評価の対象期間を現在のIFRSガイドラインと一致

させています(すなわち少なくとも報告期間期末から12ヶ月間だがそれに限定しない)。
http://www.fasb.org/draft/ed_going_concern.pdf

- **公開草案「後発事象」** – この公開草案では、後発事象は貸借対照表日から財務諸表の公表日あるいは発表可能となるまでの間に発生する事象または取引と定義されます。FASBはこの提案は財務諸表上で報告される後発事象の重要な変更につながるとは考えていません。この公開草案には、経営者が評価の対象とした期間の日付に関する新しい開示を義務付ける規定が含まれています。
http://www.fasb.org/draft/ed_subsequent_events.pdf

これら二つの公開草案のコメント期間は12月8日までです。

■ FASBがすべての非公開企業に対する更に1年のFIN 48適用延期を提案

水曜日(10月15日)、FASBはすべての非公開企業に対するFASB解釈指針第48号「法人所得税の不確実性に関する会計処理」(FIN 48)の更なる1年間の適用延期を採決しました。このFASB案は、特定の非公開のパス・スルー・エンティティのみに適用しようとする、今月前半に議論された延期案よりも幅広いものです。

FASBの決定は、FASB職員意見書草案としてまもなく公表される予定です。また、パブリック・コメント募集期間の対象となる予定です。

■ その他のFASB関連記事

プロジェクトの更新: FASBは以下のプロジェクトの概要を更新しました。

- 財務諸表の表示
http://www.fasb.org/project/financial_statement_presentation.shtml
- ゴーイング・コンサーン
http://www.fasb.org/project/going_concern.shtml
- 後発事象
http://www.fasb.org/project/subsequent_events.shtml

Weekly Action Alert: Action Alert No. 08-42は以下のFASBウェブサイトからご覧いただけます。
<http://www.fasb.org/action/aa101608.shtml>

■ SECが永久優先証券の減損モデルを明確化

今週FASB議長に宛てた書簡において、SECの主任会計士は、FASB基準書第115号「特定の負債証券および持分証券への投資の会計処理」(FAS 115)に基づく永久優先証券の公正価値の下落の評価における、既存の一時的でない価値の下落に関するガイダンスの適用について論じました。この書簡は、FAS 115は特定の永久優先証券の負債的性質に係る一時的でない価値の下落の評価の影響に対応していないため、SEC職員は企業が負債証券に適用すると同様の減損モデル(予想回復期間を含む)を適用することに反対しない、と表明しています。また、財務諸表利用者が価値が下落したとの決定に至る際に、企業が検討した情報および要因を理解できるように、企業が十分な詳細情報を開示することの重要性を繰り返しました。

このSECの見解は、永久優先証券への一時的でない減損モデルの適用において存在する一部の実務上の問題点に対

応する中間的ステップを表しています。この書簡の公表と同時に、SEC主任会計士はFASBに対してFAS 115への一時的でない減損モデルの適用において生じた問題に迅速に対応するように要請しています。

▼ この書簡の全文は以下のSECウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.sec.gov/info/accountants/staffletters/fasb101408.pdf>

■ SECが第1回の時価会計円卓会議の開催日程を発表

SECは「時価」会計(別名公正価値会計)および現在の市況に関する二つの円卓会議の第1回を10月29日に開催します。これらの円卓会議は、2008年緊急経済安定化法に従って議会から委託された時価会計に関する研究の一部としてSECにインプットを提供するために開催されます。円卓会議では以下について議論が行われる予定です。

- 金融機関による財務報告に係る時価会計の影響
- 時価会計による潜在的市場行動への影響
- 投資家および規制当局にとっての時価会計の有用性
- 現在の会計基準の改善可能な面

SECは、円卓会議およびSECによる時価会計研究において議論されるべきトピックスについて、投資家、金融機関、監査人等からのフィードバックも受け付けています。

▼ 円卓会議に関するより詳しい情報は以下のSECウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.sec.gov/news/press/2008/2008-252.htm>

■ AICPAがマネー・マーケット・ファンド(MMF)および他の短期投資ビークルに対する流動性規制に関する技術的Q&Aを公表

アメリカ公認会計士協会(AICPA)は、ファンドまたは受託者が非政府事業体に対しMMFあるいは他の短期投資ビークルの残高を引き出す資格の制限を行う場合における潜在的な会計上と監査上の影響について対応する、非公式の技術的実務補助資料(TPA)を公表しました。このTPAには貸借対照表上の分類、開示、借入契約条項の違反、後発事象およびゴーイング・コンサーンに関する考慮事項などの領域が含まれています。

▼ このTPAの全文は以下のAICPAウェブサイトからご覧いただけます。

http://www.aicpa.org/download/acctstd/TIS1100_15.pdf

■ PCAOBが監査人によるリスクの評価と対応に関する監査基準案の検討を予定

10月16日、公開企業会計監視委員会(PCAOB)は10月21日火曜日午前9時30分(東部夏時間)に公開会議を開催し、監査実施過程におけるリスクの評価と監査上の対応に関する規定をアップデートする一連の監査基準案と関連する修正事項を検討する予定であることを発表しました。

▼ この会議は当日PCAOBのウェブサイトからインターネット上で放送される予定です。

<http://www.pcaobus.org>

お問い合わせ: あらた監査法人(広報)

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号
新丸の内ビルディング32階(〒100-6532)
電話: 03-6858-0179(直通)
メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 150 カ国に 146,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計および監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質な監査を提供していきます。

© 2008 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to the Japanese firm of PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.